

○北野環境教育・環境学習実施要綱

平成29年4月1日 施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、北野清掃工場、北野下水処理場、北野衛生処理センター（し尿処理場）、あつたかホール（余熱利用施設）が拠点となり、環境教育・環境学習・情報発信を推進するため、「北野環境教育・環境学習委員会」（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 北野地区にある北野清掃工場、水再生施設課、あつたかホール、エコひろば、クールセンター八王子をもって、委員会を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、ごみ処理基本計画、水循環計画、環境基本計画等に基づき、次の事項について活動を行うものとする。

- (1) 北野環境教育・環境学習の全体調整に関わること。
- (2) 北野環境教育・環境学習を展開するための施策や実施計画に関すること。
- (3) 関係町会連絡協議会、近隣町会、学校、大学、関連団体等との協働に関すること。
- (4) その他、関連事項。

(組織)

第4条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、資源循環部長をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、あつたかホール館長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の責務)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、委員が欠席する場合、当該委員の代理として当該委員が指名した職員を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(幹事会)

第7条 委員会に、北野環境教育・環境学習幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、委員長の指示により、必要な事項の調査検討及び連絡調整を行う。
- 4 幹事会に幹事長を置き、北野清掃工場長をもって充てる。
- 5 幹事会に副幹事長を置き、あつたかホール副館長ないしはあつたかホール館長が指名する職員1名をもって充てる。
- 6 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。
- 7 幹事長は、必要に応じて関係職員を幹事会に参加させることができる。

(事務局)

第8条 幹事会に、事務局を置く。

- 2 事務局は、幹事会の指名する者をもって構成する。
- 3 事務局は、幹事長の指示により、必要な事項の調査検討及び連絡調整等を行う。

(ワーキンググループ・WG)

第9条 事務局に、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

- 2 WGは、事務局が指名する者をもって構成する。
- 3 WGは、事務局の指示により、環境教育・環境学習を行う。
- 4 WGは、月例会議等を開催し、進行管理を行うと共に、情報共有化を図る。

(庶務)

第10条 北野環境教育・環境学習委員会の庶務は、資源循環部北野清掃工場において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

別表第1

資源循環部長

水循環部長

環境部長

資源循環部北野清掃工場長

水循環部水再生施設課長

環境部環境政策課長

あったかホール館長

エコひろば所長

クールセンター八王子 センター長

事務局

別表第2

資源循環部北野清掃工場長

あったかホール副館長ないしはあったかホール館長が指名する職員

水循環部水再生施設課長

環境部環境政策課長

あったかホール館長

エコひろば所長

クールセンター八王子 センター長

事務局